

川南町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

<目 次>

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ PP.1～2
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ PP.3～5
- 5 関連する取組・今後のフォローアップについて・・・・・・・・ P.6

令和8年6月

川南町教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、本町の教職員が健康を保持しつつ、自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的とする。これにより、児童生徒の教育に積極的に関わり、働きやすさと働きがいとを両立させ、学習指導要領に掲げる理念の実現に向けて質の高い教育を推進するものである。本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

川南町は、「ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり」を教育目標とし、子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが当事者意識をもち、ふるさと川南、宮崎、そして世界の未来を拓いていくことのできるような人材の育成を目指している。その実現には、本町で働く教職員の健康と勤務環境の整備が不可欠である。教育の質と教職員の福祉を両立させるため、本計画を策定するものである。

特に、働き方改革に係る取組を通じて、事務作業の効率化を図り、創出された時間を児童生徒と向き合う時間や授業改善に充てる。また、学校と町教育委員会が連携し、保護者及び地域の理解を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保するなど、本町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長の実現を目指す。さらに、取組状況及び課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な取組を推進する。

(2) 本町の現状

- 本町では、町内の学校に所属する教育職員の在校時間の上限に関する取組として、在校時間の管理及び好事例を示すことにより、時間削減に努めてきた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度 本町教育職員の時間外在校等時間の状況】

ア 校長

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	27.4 時間	0%	0%
中学校	37.1 時間	16.7%	4.2%

イ 教頭

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	54.9 時間	56.7%	0%
中学校	80.9 時間	12.5%	50%

ウ 教諭等（主幹教諭、指導教諭含む）

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	24.7 時間	10.5%	0%
中学校	41.4 時間	32.2%	8.3%

- 時間外在校等時間について、中学校では時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合が32.2%と多くなっており、部活動の休養日の完全実施、部活動の地域展開における部活動指導員の積極的配置等の措置を講じることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。また、月80時間を超える教頭の割合が中学校では50%となっているため、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担が必要である。
- こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、以下のとおり計画を策定している。

2. 目 標

- (1) 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - ・「1 箇月時間外在校等時間が4 5 時間以下の割合を、小学校：9 0 %、中学校：7 0 %にする。（令和8 年度から1 0 年度にかけて段階的に割合を増加する）」
 - ・「1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を3 0 時間程度にする。」
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいなどに関する目標
 - ・「年間の年次休暇の平均取得率を1 5 日以上にする。」
 - ・「ストレスチェックにおける『高ストレス者』の割合を3 %にする。」
 - ・「ストレスチェックにおける『働きがい』に関する質問項目への肯定的な回答の割合を6 0 %にする。（全国平均）」

3. 計画の期間

令和8 年から令和1 2 年度

※ 第3 次川南町教育振興基本計画の改定に合わせるが、計画の見直しなどは適宜行うものとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
（「3 分類」①関係）
 - ・各地域の実情等を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。
 - ・学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
（「3 分類」②関係）
 - ・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、本町が行っている見回り活動等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・校長会等の機会において、補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和5年度予算から準公会計化している。
- ④ 学校運営協議会及び地域学校協働推進員による学校と地域の連絡調整等
 - ・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、学校運営協議会委員または地域学校協働推進員が中心となって行う。なお、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間で適切な役割分担を行うものとする。

イ 教師以外が積極的に参画するべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
 - ・各種フォームや校務支援システムの機能等を活用することで、町から学校に発出する調査の回答に係る業務負担を軽減する。
- ⑥ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会がICT支援員を各学校へ派遣し、教職員の負担軽減を図る。
- ⑦ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・学級担任や生徒指導主事等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の教職員全員で児童生徒の安全を見守るような体制を構築する。
- ⑧ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和13年度を目途に、部活動の地域クラブへの移行を進める。
（令和9年度から段階的に進める）

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑨ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任が実施する。
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築したうえで実施する。
- ⑩ 授業準備
 - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。（デジタルドリル・テストなど）
- ⑪ 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能やデジタルドリル・テストの自動採点技術等を活用することにより、授業準備、採点業務や成績処理等に係る業務負担を軽減する。

⑫ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ア スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に対して、必要に応じて校内会議へ参加を依頼するなど、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- イ 特別支援教育に関わる支援員の配置等の拡充を図る。
- ウ 不登校児童生徒の対応については、教育支援センター（フロンティアルーム）や校内教育支援センターの活用を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の業務時間内での設定など、日課表の工夫を図る。
 - ウ デジタル技術の活用により、校務の効率化を図ることで、「やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和9年度までに85%にする。
- ※ 勤務時間外や休日における留守番電話機能については、令和3年度中に町内すべての学校に設定している。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、保健師による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ 町内全学校のストレスチェック実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇について、各学校に対して積極的に取得するよう周知を図るとともに、学校閉庁日を7日間設定することで、まとまった日数連続して取得できるようにする。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退庁日の月4回以上の設定を推進する。
- キ フレックス制度については、長期休業中を中心として活用の推進を図るとともに、テレワークについても、対応が柔軟に図られるようにする。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組を着実に実行するため、町内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 本計画における目標の達成状況については、校務支援システム等を活用することで、各学校に別途調査を依頼することはない。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対して聞き取りや指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対して支援・指導を継続して行う。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、機会を捉えて各学校へ本計画の周知を図るとともに、県教育委員会が管理職向けに主催するマネジメント等に関する研修の積極的な受講を促す。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の代表者等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図り、理解を求める。